

栃木県公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の制定及び一部改正について

教職員課

1 制定及び一部改正の理由

平成28年10月13日の栃木県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に伴い、平成28年度栃木県議会第340回通常会議に栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（第7号議案）等が平成28年12月27日に可決されたことから、必要となる規則の制定及び一部改正をしたものである。

2 制定及び一部改正の内容

(1) 平成28年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則（平成28年規則第15号）

- ① 平成28年4月の公民給与較差に基づく給料表の改定に伴い、経過措置額支給特定職員で、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の条例の規定により支給されるべき額に相当する額とするための規則を定める。

(2) 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年規則第7号）

- ① 休職期間等調整換算表の改正
介護休暇の期間について、復職時調整の換算率を「1/2以下」から「3/3以下」に改正する。
- ② 昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改正
平成28年4月の公民給与較差に基づく給料表の改定に伴い、現行の「昇格時号給対応表」による昇格後の号給及び「降格時号給対応表」による降格後の号給と対応が異なる場合が生じるため、「昇格時号給対応表」等の改正を行う。
(経過措置)
昇格時号給対応表の改正により、旧法有利が生じるため、経過措置を規定する。

(3) 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和54年規則第20号）

- ① 調整基本額の改正
平成28年4月の公民給与較差に基づく給料表の改定に伴い、調整基本額の改定を行う。

3 施行期日（適用期日）

- (1) 平成28年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則
 - ① 公布日
- (2) 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
 - ① 平成29年1月1日
 - ② 公布日（平成28年4月1日適用）
- (3) 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則
 - ① 公布日（平成28年4月1日適用）

平成二十八年勸告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則案要綱

教職員課

一 規則案の趣旨

平成二十八年十月十三日の人事委員会勸告等の趣旨にのっとり、所要の規則を制定するものである。

二 規則案の内容

次の(1)及び(2)の両方に該当する職員で、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定により支給されるべき給料等の額が、改正前の給与条例の規定により支給されるべき給料等の額に達しない場合は、後者をもって給料等の額とする。

(1) 栃木県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十六年栃木県条例第六十六号）附則第五条第一項に規定する特定職員であるもの。

(2) 平成二十八年四月一日前に五十五歳に達したもので、(1)の規定による給料を支給されるもの。

三 施行期日

この規則は、公布日から施行する。

○平成28年勸告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則の制定

栃木県教育委員会規則第十五号

平成二十八年勸告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

平成二十八年勸告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則 (定義)

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 経過措置額支給特定職員 栃木県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十六年栃木県条例第六十六号。以下「平成二十六年給与条例」という。）附則第五条第一項に規定する特定職員であり、かつ、平成二十八年四月一日前に五十五歳に達した者であつて、同条の規定による給料を支給されるものをいう。

二 施行日 栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成二十八年栃木県条例第六十号。以下「平成二十八年勸告改正給与条例」という。）の施行の日をいう。

三 給与条例 栃木県公立学校職員給与条例（昭和三十二年栃木県条例第三十四号）をいう。

四 改正後の給与条例 平成二十八年勸告改正給与条例による改正後の給与条例をいう。

五 改正前の給与条例 平成二十八年勸告改正給与条例による改正前の給与条例をいう。
(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

第二条 経過措置額支給特定職員に対する平成二十八年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たつては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成二十六年給与条例附則第五条の規定を含む。）により支給されるべき額（第三号にあつては、同号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）が、改正前の給与条例の規定（平成二十六年給与条例附則第五条の規定を含む。以下この条において同じ。）により支給されるべき額（第三号にあつては、同号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもつてそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

一 給料（教育委員会の定める場合におけるものに限る。）

二 へき地手当（次号に該当するものを除く。）

三 栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則（昭和三十五年栃木県教育委員会規則第二十一号）第一条の二の規定の適用がある場合におけるへき地手当及び地域手当

四 へき地手当に準ずる手当

五 超過勤務手当

六 夜勤手当

七 休日給

八 地域手当（第三号に該当するものを除く。）

九 期末手当

十 勤勉手当

第三条 経過措置額支給特定職員に対する平成二十八年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第十条その他の条例の規定による給与の減額（教育委員会の定めるものに限る。）に当たつては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもつて減額する額とする。

(雑則)

第四条 この規則に定めるもののほか、平成二十八年勸告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教職員課)

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
案要綱

教職員課

一 規則案の趣旨

平成二十八年十月十三日の人事委員会勧告等の趣旨にのっとり、所要の改正をしようとするものである。

二 規則案の内容

1 休職期間等調整換算表の改正

介護休暇の期間について、別表第十三の復職時調整の換算率を「二分の一以下」から「三分の三以下」に改正する。

2 昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改正

平成二十八年度の教育職給料表の給料月額の設定に伴い、別表第十四の昇格時号給対応表及び別表第十五の降格時号給対応表の一部を改正する。

3 経過措置

昇格時号給対応表の改正により、今年度内の昇格者等について、この改正による不均衡の発生を防止するための経過措置を規定する。

(1) 平成二十八年四月一日から施行日の前日までの間に昇格等した職員のうち、改正後の昇格時号給対応表による号給が、改正前の昇格時号給対応表による号給に達しない職員の昇格等の号給については、改正前の昇格時号給対応表による号給とする。

(2) 施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に昇格した職員のうち、前記(1)との均衡上必要があると認められる職員の昇格時の号給については、改正前の昇格時号給対応表による号給とすることができるものとする。

三 施行期日等

この規則は、公布日から施行する。ただし、別表第十三の改正規定は平成二十九年一月一日から施行する。

なお、別表第十四及び別表第十五の改正規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

○栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第十六号

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第十三中

派遣職員の派遣の期間

を

派遣職員の派遣の期間

勤務条例第14条に規定する介護休暇の期間

に、

勤務条例第14条に規定する介護休暇の期間

分限条例第3条第2号の規定による休職の期間

を

分限条例第3条第2号の規定による休職の期間

に改める。

別表第十四口の表中

「

54
55
56
57
58
59
60

」

を

「

53
54
54
55
55
56
57
58
59
59

」

に、

「

65
65
66

」

を

「

65
65
65

」

に、

「

66
67
67

」

を

「

66
66
66

」

に、

「

67
68
68
68

」

を

「

67
67
67
67

」

に、

「

69
69
69
69
70
70
70
70
71
71
71

」

を

「

68
68
68
68
68
69
69
70
70
70

」

に改める。

「

73
74
75

」

「

74
76
78

」

「

101
106
111

」

「

102
108
114

」

別表第十五口の表中

76	80	116	120
78	81	119	122
80	82	122	124
82	83		

を に、 を に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第十三の改正規定及び附則第三項は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 2 この規則(別表第十四及び別表第十五の改正規定に限る。)による改正後の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 3 この規則による改正後の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第十三の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。
- 4 平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則による号給がこの規則(別表第十四及び別表第十五の規定に限る。)による改正前の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 5 この規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に教育委員会が人事委員会との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例による)ができる。

(教職員課)

改 正 案	現 行 規 則																																																																																																		
<p>別表第13（第18条の2関係） 休職期間等調整換算表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">休職等の期間</th> <th style="width:70%;">換算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">3/3以下</td> </tr> <tr> <td><u>派遣職員の派遣の期間</u></td> </tr> <tr> <td><u>勤務条例第14条に規定する介護 休暇の期間</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>分限条例第3条第2号の規定に よる休職の期間</u></td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1/2以下</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	休職等の期間	換算率	略	3/3以下	<u>派遣職員の派遣の期間</u>	<u>勤務条例第14条に規定する介護 休暇の期間</u>	略	略		<u>分限条例第3条第2号の規定に よる休職の期間</u>	1/2以下		<p>別表第13（第18条の2関係） 休職期間等調整換算表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">休職等の期間</th> <th style="width:70%;">換算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">3/3以下</td> </tr> <tr> <td><u>派遣職員の派遣の期間</u></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>勤務条例第14条に規定する介護 休暇の期間</u></td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1/2以下</td> </tr> <tr> <td><u>分限条例第3条第2号の規定に よる休職の期間</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	休職等の期間	換算率	略	3/3以下	<u>派遣職員の派遣の期間</u>		略	略		<u>勤務条例第14条に規定する介護 休暇の期間</u>	1/2以下	<u>分限条例第3条第2号の規定に よる休職の期間</u>																																																																										
休職等の期間	換算率																																																																																																		
略	3/3以下																																																																																																		
<u>派遣職員の派遣の期間</u>																																																																																																			
<u>勤務条例第14条に規定する介護 休暇の期間</u>																																																																																																			
略																																																																																																			
略																																																																																																			
<u>分限条例第3条第2号の規定に よる休職の期間</u>	1/2以下																																																																																																		
休職等の期間	換算率																																																																																																		
略	3/3以下																																																																																																		
<u>派遣職員の派遣の期間</u>																																																																																																			
略																																																																																																			
略																																																																																																			
<u>勤務条例第14条に規定する介護 休暇の期間</u>	1/2以下																																																																																																		
<u>分限条例第3条第2号の規定に よる休職の期間</u>																																																																																																			
<p>別表第14（第11条関係） 昇格時号給対応表</p> <p>イ 略 ロ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:15%;">昇格した日の 前日に受 けていた号 給</th> <th colspan="2" style="width:85%;">昇格後の号給</th> </tr> <tr> <th style="width:15%;">2級</th> <th style="width:70%;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>74</td> <td><u>53</u></td> <td rowspan="13" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td><u>54</u></td> </tr> <tr> <td>76</td> <td><u>54</u></td> </tr> <tr> <td>77</td> <td><u>55</u></td> </tr> <tr> <td>78</td> <td><u>55</u></td> </tr> <tr> <td>79</td> <td><u>56</u></td> </tr> <tr> <td>80</td> <td><u>56</u></td> </tr> <tr> <td>81</td> <td><u>57</u></td> </tr> <tr> <td>82</td> <td><u>58</u></td> </tr> <tr> <td>83</td> <td><u>59</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100</td> <td><u>65</u></td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td>101</td> <td><u>65</u></td> </tr> <tr> <td>102</td> <td><u>65</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>106</td> <td><u>66</u></td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td>107</td> <td><u>66</u></td> </tr> <tr> <td>108</td> <td><u>66</u></td> </tr> </tbody> </table>	昇格した日の 前日に受 けていた号 給	昇格後の号給		2級	略	略			74	<u>53</u>	略	75	<u>54</u>	76	<u>54</u>	77	<u>55</u>	78	<u>55</u>	79	<u>56</u>	80	<u>56</u>	81	<u>57</u>	82	<u>58</u>	83	<u>59</u>	略			100	<u>65</u>	略	101	<u>65</u>	102	<u>65</u>	略			106	<u>66</u>	略	107	<u>66</u>	108	<u>66</u>	<p>別表第14（第11条関係） 昇格時号給対応表</p> <p>イ 略 ロ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:15%;">昇格した日の 前日に受 けていた号 給</th> <th colspan="2" style="width:85%;">昇格後の号給</th> </tr> <tr> <th style="width:15%;">2級</th> <th style="width:70%;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>74</td> <td><u>54</u></td> <td rowspan="13" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td><u>55</u></td> </tr> <tr> <td>76</td> <td><u>56</u></td> </tr> <tr> <td>77</td> <td><u>57</u></td> </tr> <tr> <td>78</td> <td><u>57</u></td> </tr> <tr> <td>79</td> <td><u>58</u></td> </tr> <tr> <td>80</td> <td><u>58</u></td> </tr> <tr> <td>81</td> <td><u>59</u></td> </tr> <tr> <td>82</td> <td><u>59</u></td> </tr> <tr> <td>83</td> <td><u>60</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100</td> <td><u>65</u></td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td>101</td> <td><u>65</u></td> </tr> <tr> <td>102</td> <td><u>66</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>106</td> <td><u>66</u></td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td>107</td> <td><u>67</u></td> </tr> <tr> <td>108</td> <td><u>67</u></td> </tr> </tbody> </table>	昇格した日の 前日に受 けていた号 給	昇格後の号給		2級	略	略			74	<u>54</u>	略	75	<u>55</u>	76	<u>56</u>	77	<u>57</u>	78	<u>57</u>	79	<u>58</u>	80	<u>58</u>	81	<u>59</u>	82	<u>59</u>	83	<u>60</u>	略			100	<u>65</u>	略	101	<u>65</u>	102	<u>66</u>	略			106	<u>66</u>	略	107	<u>67</u>	108	<u>67</u>
昇格した日の 前日に受 けていた号 給		昇格後の号給																																																																																																	
	2級	略																																																																																																	
略																																																																																																			
74	<u>53</u>	略																																																																																																	
75	<u>54</u>																																																																																																		
76	<u>54</u>																																																																																																		
77	<u>55</u>																																																																																																		
78	<u>55</u>																																																																																																		
79	<u>56</u>																																																																																																		
80	<u>56</u>																																																																																																		
81	<u>57</u>																																																																																																		
82	<u>58</u>																																																																																																		
83	<u>59</u>																																																																																																		
略																																																																																																			
100	<u>65</u>		略																																																																																																
101	<u>65</u>																																																																																																		
102	<u>65</u>																																																																																																		
略																																																																																																			
106	<u>66</u>	略																																																																																																	
107	<u>66</u>																																																																																																		
108	<u>66</u>																																																																																																		
昇格した日の 前日に受 けていた号 給	昇格後の号給																																																																																																		
	2級	略																																																																																																	
略																																																																																																			
74	<u>54</u>	略																																																																																																	
75	<u>55</u>																																																																																																		
76	<u>56</u>																																																																																																		
77	<u>57</u>																																																																																																		
78	<u>57</u>																																																																																																		
79	<u>58</u>																																																																																																		
80	<u>58</u>																																																																																																		
81	<u>59</u>																																																																																																		
82	<u>59</u>																																																																																																		
83	<u>60</u>																																																																																																		
略																																																																																																			
100	<u>65</u>		略																																																																																																
101	<u>65</u>																																																																																																		
102	<u>66</u>																																																																																																		
略																																																																																																			
106	<u>66</u>	略																																																																																																	
107	<u>67</u>																																																																																																		
108	<u>67</u>																																																																																																		

略		
111	<u>67</u>	略
112	<u>67</u>	
113	<u>67</u>	
114	<u>67</u>	
略		
117	<u>68</u>	略
118	<u>68</u>	
119	<u>68</u>	
120	<u>68</u>	
121	<u>69</u>	
122	<u>69</u>	
123	<u>70</u>	
124	<u>70</u>	
略		

備考 略

略		
111	<u>67</u>	略
112	<u>68</u>	
113	<u>68</u>	
114	<u>68</u>	
略		
117	<u>69</u>	略
118	<u>69</u>	
119	<u>69</u>	
120	<u>70</u>	
121	<u>70</u>	
122	<u>70</u>	
123	<u>71</u>	
124	<u>71</u>	
略		

備考 略

別表第15 (第12条関係)

降格時号給対応表

イ 略

ロ 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給	
	2級から1級への降格	略
略		
53	<u>74</u>	略
54	<u>76</u>	
55	<u>78</u>	
56	<u>80</u>	
57	<u>81</u>	
58	<u>82</u>	
59	<u>83</u>	
略		
65	<u>102</u>	略
66	<u>108</u>	
67	<u>114</u>	
68	<u>120</u>	
69	<u>122</u>	
70	<u>124</u>	
略		

別表第15 (第12条関係)

降格時号給対応表

イ 略

ロ 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給	
	2級から1級への降格	略
略		
53	<u>73</u>	略
54	<u>74</u>	
55	<u>75</u>	
56	<u>76</u>	
57	<u>78</u>	
58	<u>80</u>	
59	<u>82</u>	
略		
65	<u>101</u>	略
66	<u>106</u>	
67	<u>111</u>	
68	<u>116</u>	
69	<u>119</u>	
70	<u>122</u>	
略		

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則案要綱

教職員課

一 規則案の趣旨

平成二十八年十月十三日の人事委員会勧告等の趣旨にのっとり、所要の改正をしようとするものである。

二 規則案の内容

調整基本額の改正

平成二十八年度の教育職給料表の給料月額の設定に伴い、別表第二の調整基本額表の一部を改正する。

三 施行期日等

この規則は、公布日から施行し、改正後の規定は、平成二十八年四月一日から適用するものとする。

○栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第十七号

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和五十四年栃木県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第二への表中「6,912円」を「6,984円」に、「8,905円」を「8,977円」に改め、別表第二トの表中「6,912円」を「6,984円」に、「7,627円」を「7,699円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（教職員課）

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和五十四年栃木県教育委員会規則第二十号）の一部を改正する規則案新旧対照表

改 正 案	現 行 規 則																																
<p>別表第2</p> <p style="text-align: center;">調整基本額表</p> <p>イ～ホ 略</p> <p>へ 特定業務任期付職員教育職給料表(1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">調 整 基 本 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;"><u>6,984円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;"><u>8,977円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>ト 特定業務任期付職員教育職給料表(2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">調 整 基 本 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;"><u>6,984円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;"><u>7,699円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調 整 基 本 額	1 級	<u>6,984円</u>	2 級	<u>8,977円</u>	略		職務の級	調 整 基 本 額	1 級	<u>6,984円</u>	2 級	<u>7,699円</u>	略		<p>別表第2</p> <p style="text-align: center;">調整基本額表</p> <p>イ～ホ 略</p> <p>へ 特定業務任期付職員教育職給料表(1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">調 整 基 本 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;"><u>6,912円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;"><u>8,905円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>ト 特定業務任期付職員教育職給料表(2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">調 整 基 本 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;"><u>6,912円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;"><u>7,627円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調 整 基 本 額	1 級	<u>6,912円</u>	2 級	<u>8,905円</u>	略		職務の級	調 整 基 本 額	1 級	<u>6,912円</u>	2 級	<u>7,627円</u>	略	
職務の級	調 整 基 本 額																																
1 級	<u>6,984円</u>																																
2 級	<u>8,977円</u>																																
略																																	
職務の級	調 整 基 本 額																																
1 級	<u>6,984円</u>																																
2 級	<u>7,699円</u>																																
略																																	
職務の級	調 整 基 本 額																																
1 級	<u>6,912円</u>																																
2 級	<u>8,905円</u>																																
略																																	
職務の級	調 整 基 本 額																																
1 級	<u>6,912円</u>																																
2 級	<u>7,627円</u>																																
略																																	